

【4 保護者等の収入の状況について】

(1) 生活保護受給世帯の方

・次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる証明書を添付します。

※ 様式第2号又は生業扶助の措置状況が確認できる『生活保護受給証明書』を提出してください。

生業扶助を受給している場合は、以下、記載は不要です。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の方

① 次の内容を確認の上、ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。

ア 次の者の課税証明書等を提出します。

①	☐	保護者（親権者）2名分 ・生徒が未成年（18歳未満）であり、保護者（親権者）が2名存在する場合
②	☐	保護者（親権者）1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により保護者（親権者）が1名の場合、 ・保護者（親権者）が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、保護者（親権者）1名分の課税証明書を提出する場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※ 未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成年に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

イ 次の理由により、課税証明書等を提出しません（※添付省略の場合を含む）。

①	☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。					
②	☐	就学支援金の申請・届出の際、既に保護者等の課税証明書等を北海道教育委員会に提出している、又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録したため、提出を省略します。 ※ただし、就学支援金の申請・届出の際、保護者等全員の課税証明書等を提出していない場合（控除対象配偶者の課税証明書等の提出を省略した場合等）は、奨学給付金では省略できませんので提出してください。 <table border="1"> <tr> <td>控除対象配偶者課税証明書等提出</td> <td>☐</td> <td>省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当職員記入欄</td> <td>確認済</td> <td>⑩</td> </tr> </table> ☆上記のうち、個人番号を確認できる書類を提出した場合又はオンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、次の□に必ずレ印を付けてください。 ☐ 「北海道公立高校生等奨学給付金」に係る事務処理を処理するときに限って、就学支援金の申請・届出の際に提出した個人番号又は税情報等を利用することに同意します。	控除対象配偶者課税証明書等提出	☐	省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当職員記入欄	確認済	⑩
控除対象配偶者課税証明書等提出	☐	省略課税証明書担当者確認欄※都道府県担当職員記入欄	確認済	⑩			

② （2）に該当する場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

③ 扶養親族等の状況について（非課税世帯のみ記入してください。）

対象となる高校生等の他に、申請者に扶養されている、基準日現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は、次の欄に記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業・学校名（学年）等	奨学給付金の申請の有無		課程	備考
						☐ 有	☐ 無	☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ 上記以外	
						☐ 有	☐ 無	☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ 上記以外	
						☐ 有	☐ 無	☐ 通信制 ☐ 専攻科 ☐ 上記以外	

※ 対象生徒の他に、扶養する高校生等がいる場合は、奨学給付金の申請の有無欄にレ印を付けてください。

※ 対象生徒の他に、扶養する高校生等がいる場合は、課程欄の該当する箇所にレ印を付けてください。

※ 扶養状況確認のため、15歳（中学校を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証等の写しを提出してください。

※ 健康保険証の世帯主又は扶養者が申請者と異なる場合は、「扶養申立書」を提出してください。

※学校等受付日

年 月 日